

長野県における緊急事態宣言の解除を受けての 学生・教職員の都道府県を跨いでの移動について【5/19通知】

政府による長野県を対象とした緊急事態宣言の解除を受けて、長野県からの要請及び大学での対応を踏まえ、都道府県を跨いだ移動については次のとおりとします。

★特定警戒都道府県…5/19 現在：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道、京都府、大阪府、兵庫県

1. 特定警戒都道府県（★）以外の地域との移動について

| 移動態様 | 移動等の可否 | 移動後の2週間の自宅待機 |
|-------------|--------|--------------|
| 出張・来訪等 | 可能(※1) | 不要 |
| 私事の移動 | 可能(※2) | 不要 |
| 帰省先から上田への移動 | 可能 | 不要 |
| 通勤・通学 | 可能 | 不要 |
| 学生の就職活動 | 可能 | 不要 |

(※1)出張・来訪等の相手先のルールに従う

(※2)不要不急のものは自粛(長野県からの要請)

当該自治体で移動を制限している場合は、それに従う。

上記の移動に際しては、可能な限り特定警戒都道府県を経由しないよう、努めてください。

2. 特定警戒都道府県（★）との移動について

| 移動態様 | 移動等の可否 | 移動後の2週間の自宅待機 |
|-------------|----------|--------------|
| 出張・来訪等 | 原則禁止(※1) | 必要 |
| 私事の移動 | 原則禁止(※2) | 必要 |
| 帰省先から上田への移動 | 不可 | |
| 通勤・通学 | 不可 | |
| 学生の就職活動(※3) | 原則禁止(※3) | 必要 |

(※1)真にやむを得ない場合に限り可能。この場合、出張・来訪等の相手先のルールに従う。

(※2)真にやむを得ない場合のみ可能

(※3)個人面接等の場合は、インターネットによる代替措置や実施日の変更を依頼。それでも求められた場合はキャリアサポートセンターへ相談。

真にやむを得ない事由で、特定警戒都道府県へ移動する場合は、教職員も学生も事前に ACSU の「特定警戒都道府県移動登録フォーム」へ入力が必要。